

家主及び不動産会社ご担当者 様

### 留学生の賃貸借契約について

平素より、愛媛大学留学生の賃貸借契約に関して深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本事業会では、愛媛大学で学ぶ留学生が民間アパート等を借りる場合、「愛媛大学学生国際交流協力事業会理事」が連帯保証人となる制度を設けています。

この制度では、通常の連帯保証人とは補償範囲が異なり、(財)日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」制度の補償範囲内での責務を連帯保証人が負うことになっています。

現在は、御社の契約書へ本事業会で用意した連帯保証に係る特約事項を追記していただいておりますが、この度、特約事項の見直し及びその記載方法を変更することになりました。特約事項の見直しにつきましては、別紙「連帯保証契約書」をご覧ください。記載方法につきましては、御社契約書の特約事項へ「各条項にかかわらず連帯保証人については別紙「連帯保証契約書」の条項に従う」旨追記いただき、別紙連帯保証契約書を結ばせていただくことになりました。

つきましては、今後賃貸借契約を締結する際は、この形式で連帯保証契約を締結させていただきますのでご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見、ご質問等がございましたら、下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

【担当】愛媛大学国際連携支援部国際連携課

学生交流チームリーダー：岩田

学生交流チーム事務補佐員：北川

〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番

TEL:089-927-8105

FAX:089-927-8967

E-mail: kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp